

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29 - 外 1 - 4

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 1月18日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 ローランド・シャボンネル
(Roland Charbonnel)
資金調達・投資家向け広報部門 取締役
(Director of Group Funding and Investor Relations Department)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ピエール・マンデス＝フランス通り50番地
(50 avenue Pierre Mendès-France 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立
同 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 永井 亮
同 山田 智己
同 石川 皓一
同 中川 祥汰

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

ピー・ピー・シー・イー・エス・エー
 第21回円貨社債(2019) 197億円
 ピー・ピー・シー・イー・エス・エー
 第22回円貨社債(2019) 27億円
 ピー・ピー・シー・イー・エス・エー
 第4回非上位円貨社債(2019)(ソーシャルボンド)500億円
 ピー・ピー・シー・イー・エス・エー
 第6回非上位円貨社債(2019) 662億円
 ピー・ピー・シー・イー・エス・エー
 第7回非上位円貨社債(2019) 250億円

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年11月20日
効力発生日	平成29年11月28日
有効期限	平成31年11月27日
発行登録番号	29 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 8,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29 - 外 1 - 1	平成30年 1 月18日	1,161億円	該当事項なし	該当事項なし
29 - 外 1 - 2	平成30年 7 月 5 日	1,086億円	該当事項なし	該当事項なし
29 - 外 1 - 3	平成30年 7 月 5 日	109億円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		2,356億円	減額総額	0円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

5,644億円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

該当事項なし。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

< 中略 >

(2) 劣後特約が付されていない場合

本「(2) 劣後特約が付されていない場合」には、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー（BPCE S.A.）（以下「発行会社」という。）が発行する、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第21回円貨社債（2019）（以下「第21回円貨社債」という。）、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第22回円貨社債（2019）（以下「第22回円貨社債」という。）、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第4回非上位円貨社債（2019）（ソーシャルボンド）（以下「第4回非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」という。）、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第6回非上位円貨社債（2019）（以下「第6回非上位円貨社債」という。）およびビー・ピー・シー・イー・エス・エー第7回非上位円貨社債（2019）（以下「第7回非上位円貨社債」という。）について記載されている。一定の記載事項について、それぞれの社債ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、「第21回円貨社債」、「第22回円貨社債」、「第4回非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」、「第6回非上位円貨社債」および「第7回非上位円貨社債」の見出しの下にそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、「第21回円貨社債」、「第22回円貨社債」、「第4回非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」、「第6回非上位円貨社債」および「第7回非上位円貨社債」の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれの社債に係る当該用語を指し、いずれかの社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらまとめて記載された社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

「第21回円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第21回円貨社債(2019)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	197億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	197億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年0.528%
利払日	毎年1月25日 および7月25日	償還期限	2024年1月25日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2019年1月18日	払込期日	2019年1月25日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

< 中略 >

「第22回円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第22回円貨社債(2019)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	27億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	27億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年0.839%
利払日	毎年1月25日 および7月25日	償還期限	2029年1月25日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2019年1月18日	払込期日	2019年1月25日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

< 中略 >

「第4回非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

銘 柄	ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第4回非上位円貨社債（2019） （ソーシャルボンド）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	500億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	500億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	年1.258％
利払日	毎年1月25日 および7月25日	償還期限	2024年1月25日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2019年1月18日	払込期日	2019年1月25日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

< 中略 >

「第6回非上位円貨社債」

銘 柄	ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第6回非上位円貨社債（2019）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	662億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	662億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	年1.258％
利払日	毎年1月25日 および7月25日	償還期限	2024年1月25日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2019年1月18日	払込期日	2019年1月25日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

< 中略 >

「第7回非上位円貨社債」

銘 柄	ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第7回非上位円貨社債（2019）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	250億円

各社債の金額	1億円	発行価額の総額	250億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年1.499%
利払日	毎年1月25日 および7月25日	償還期限	2029年1月25日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2019年1月18日	払込期日	2019年1月25日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

< 中略 >

引受人

「第21回円貨社債」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2019年1月18日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる幹事、 引受けおよび販売に 係る手数料は、本社 債の総額の0.25%に 相当する金額であ る。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目4番5号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
合 計		19,700	

「第22回円貨社債」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2019年1月18日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる幹事、 引受けおよび販売に 係る手数料は、本社 債の総額の0.35%に 相当する金額であ る。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目4番5号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
合 計		2,700	

「第4回非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2019年1月18日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる幹事、 引受けおよび販売に 係る手数料は、本社 債の総額の0.275%に 相当する金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目4番5号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
合 計		50,000	

「第6回非上位円貨社債」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2019年1月18日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる幹事、 引受けおよび販売に 係る手数料は、本社 債の総額の0.275%に 相当する金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目4番5号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
合 計		66,200	

「第7回非上位円貨社債」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2019年1月18日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる幹事、 引受けおよび販売に 係る手数料は、本社 債の総額の0.375%に 相当する金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目4番5号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
合 計		25,000	

財務代理人とその職務

< 中略 >

(1) 本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「**財務代理人**」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「**社債の要項**」という。）、発行会社と財務代理人との間の2019年1月18日付の財務代理契約証書（以下「**財務代理契約**」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

利息支払の方法

「第21回円貨社債」

本社債の利息は2019年1月26日（その日を含む。）から2024年1月25日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」第四段落の規定に従う。）、毎年1月25日および7月25日の2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

< 中略 >

「第22回円貨社債」

本社債の利息は2019年1月26日（その日を含む。）から2029年1月25日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」第四段落の規定に従う。）、毎年1月25日および7月25日の2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

< 中略 >

「第4回非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

「第6回非上位円貨社債」

本社債の利息は2019年1月26日（その日を含む。）から2024年1月25日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」第四段落の規定に従う。）、毎年1月25日および7月25日の2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

< 中略 >

「第7回非上位円貨社債」

本社債の利息は2019年1月26日（その日を含む。）から2029年1月25日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」第四段落の規定に従う。）、毎年1月25日および7月25日の2回、直前の利払日（以

下に定義する。) (その日を含まない。) から (初回の利払日に関しては、本社債の発行日 (その日を含まない。) から) 各利払日 (その日を含む。) までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

< 中略 >

償還の方法

「第21回円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」または「償還の方法 - (3)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2024年1月25日に本社債の金額の100%で償還される。

< 中略 >

「第22回円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」または「償還の方法 - (3)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2029年1月25日に本社債の金額の100%で償還される。

< 中略 >

「第4回非上位円貨社債 (ソーシャルボンド)」

「第6回非上位円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2024年1月25日に本社債の金額の100%で償還される。

< 中略 >

「第7回非上位円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2029年1月25日に本社債の金額の100%で償還される。

< 中略 >

摘 要

< 中略 >

2 信用格付

「第21回円貨社債」

「第22回円貨社債」

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

本書提出日（2019年1月18日）現在、本社債は、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）からAの格付を付与されている。

< 中略 >

「第4回非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

「第6回非上位円貨社債」

「第7回非上位円貨社債」

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

本書提出日（2019年1月18日）現在、本社債は、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）からA-の格付を付与されている。

< 中略 >

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

「第21回円貨社債」

「第22回円貨社債」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
224億円（注）	5,870万円（注）	223億4,130万円（注）

（注） 第21回円貨社債および第22回円貨社債の合計金額である。

「第4回非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
500億円	1億3,750万円	498億6,250万円

「第6回非上位円貨社債」

「第7回非上位円貨社債」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
912億円（注）	2億7,580万円（注）	909億2,420万円（注）

(注) 第6回非上位円貨社債および第7回非上位円貨社債の合計金額である。

< 中略 >

募集又は売出しに関する特別記載事項

平成31年1月15日付訂正発行登録書に記載のとおり。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、本社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2019年1月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では平成31年1月18日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(2017年度)(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

平成30年6月8日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度(2018年度中)(自平成30年1月1日至平成30年6月30日)

平成30年9月27日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を平成31年1月8日関東財務局長に提出

訂正報告書（上記半期報告書の訂正報告書）を平成31年1月8日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。）および半期報告書（訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、平成31年1月15日に提出された訂正発行登録書に掲げる事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本発行登録追補書類提出日現在、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項について発行会社の判断に変更はなく、平成31年1月15日に提出された訂正発行登録書に添付されている「有価証券報告書等の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、本発行登録追補書類において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。